### 工事の主要な工事材料の急激な変動への対応(単品スライド条項の運用)について

豊橋市及び豊橋市上下水道局が発注した工事について、契約後に工事材料の著しい変動があった場合は、請負金額の変更を請求することができます。

### 運用基準

#### 〇対象工事

- ・対象材料の価格が対象工事費の1%以上変動している工事
- 請負者から決められた請求期間に請求があった工事

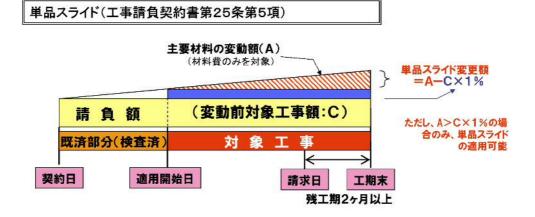
#### ○対象材料

対象材料は、工事の請負金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料 (詳細は監督員に確認してください)

材料品目類ごとの増額(減額)分が対象工事費の1%を超える品目のみ対象(例「鋼材類」の変動額が対象工事費の1.5%、「燃料油」の変動額が0.5%の場合、「鋼材類」のみ対象となる。)

※「単品スライド」とは豊橋市工事請負契約約款第25条第5項・豊橋市上下水道局工 事請負契約約款第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の 日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負金額が不適当となったとき」に、請負金額 の変更を請求できる措置です。

### ●イメージ図



請求・協議は、指定の書類(スライド額算定表等)を作成する必要があります。

- 請求に当たり、下請業者や資材納入業者と協議を行ってください。
- 要領・協議の請求様式等は工事監督員にお問い合わせください。
- 詳しくは工事監督員または契約検査課検査グループにお問合せください。

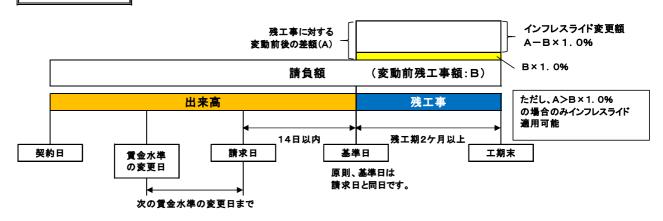
## 工事の賃金水準の急激な変動への対応(インフレスライド条項の運用)について

豊橋市及び豊橋市上下水道局が発注した工事について、契約後に賃金水準の上昇があった場合は、請負金額の契約変更を発注者に請求することができます。

# 運用基準

- 対象工事は残工期が基準日から2ケ月以上ある工事
- ・スライド額は、基準日以降の残工事量に対する賃金等上昇分、及び これに伴う諸経費の上昇分が対象
- ・受注者負担は残工事費の1.0%
- ※「インフレスライド」とは豊橋市工事請負契約約款第25条第6項・豊橋市上下水道局工事請負契約約款第25条第6項に基づき、「予期することのできない特別の事情により、 工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適当 となったとき」に、請負金額の変更を請求できる措置です。

### インフレスライド



請求・協議は、残工事量内訳書(指定様式)等を作成する必要があります。

- 請求に当たり、元請業者は、下請業者や資材納入業者と協議を行ってください。
- ・要領・協議の請求様式等は

契約検査課ホームページ【http://www.city.toyohashi.lg.jp/38236.htm】

上下水道局発注工事用は上下水道局ホームページ

[http://www.city.toyohashi.lg.jp/25584.htm]

からダウンロードできます。

・詳しくは工事監督員または契約検査課検査グループにお問合せください。

契約検査課検査G(0532-51-2100)